

初めに

2016年、新しい年を迎えました。

時候の挨拶、年賀状の類は自筆答礼のものを除き、公職選挙法によって禁止されております。さらに、豊川市議会議員政治倫理条例施行規程において、豊川市議会議員は自筆答礼であっても年賀状などの挨拶状が禁止されています。

失礼とは思いますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

さて、その公職選挙法が一部改正され、18歳からの選挙権が認められました。豊川市では今年7月の参議院選挙より、正式に運用される事となります。

全国的には200万人ほどの有権者が増え、豊川市では3700人ほどです。

有権者比でいえば2~3%と決して大きくはない数字ですが、3700人の有権者が若い感性で動けば1~2人の新しい市議の誕生も出来るでしょう。

また、若い人たちの投票行動だけでなく、いずれは志を立て政治に参画して頂けることを期待しています。それによって自分が落選するにしても、それは政治の新陳代謝として喜ぶべき事だと考えます。

勿論、出来得ることなら・・・

新しい世代の政治家と切磋琢磨し、豊川市の未来を創っていきたい。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン) 倉橋英樹



ブラック企業がハローワーク NG に

厚生労働省がハローワークで「ブラック企業からの求人を受け付けない」、などブラック企業対策を今年3月から取り組むと発表しました。

ブラック企業は労働者の健康を壊すだけでなく、同業種での公正な市場価格をも壊し、真っ当な企業も被害を受けます。是非、社会全体で是正されていくことを望みます。

また、私も38時間連続勤務(サービス残業)などブラックな企業に就職した事があります。

そこではミーティングで自己批判をさせ、他では就職できないように思わせたり、休みなく働かせることで考える暇を与えなかったり...転職し難いように誘導するテクニックを使っているようでした。

(私はすぐに退職し、同僚にも退職を勧めました)

コロコロ職を変えるのは確かに良くはありませんが、「おかしいな」と思ったら周りの人に相談して、客観的なアドバイスを貰うようにして欲しいと思います。

そして、ブラックな企業と争うときは、手帳などに毎日の本当の就業時間(入社時間、退社時間)をメモしておくなどすると大きな武器(証拠)になります。

オンブズ議員の活動報告

主権者の皆様へ

報酬削減で議員はお金持ちしか出来ない?

最近、色々なご縁で沢山の皆様とお会いする機会があります。

自己紹介がてらに、自分の考え(政治家は身を切るべき、政務活動費も不要)などを伝えると大半の方からは、「良く言ってくれた!」と意気投合するのですが...

こと政治(政党)関係者の方々にはこう言われます。

「議員報酬の削減を言う人は、お金持ちで生活に困っていないからだ。」

「お金持ちしか議員になれなくなる」

「落ちたら将来の保障がない。だから議員は高い報酬で良い」

本当でしょうか?

私は豊橋鉄道の社員の時、350万円の年収でした。そこから会社を辞め、御津町議になりました。合併により失職したあとは、派遣社員やアルバイトで選挙資金を貯め、豊川市議に再挑戦をしました。

お金持ちしか議員になれない、という事は身をもって否定できます。

そして、私は派遣切りにもあっています。今の日本では終身雇用や正社員という雇用形態が崩れ、企業経営にしても将来の保証がないのは同じです。そもそも...

自分の保身を考える議員に、何を期待できるのでしょうか。

年収300万円時代と言われる世の中で、豊川市議の年収は約790万円、愛知県議は約1500万円です。

当然、家族構成などで私と同じことは言えないにしても...

言い訳をせず、今ある報酬に感謝し、切り詰められるところは切り詰め、有効に税金を使っていくという姿勢を、政治関係者にはより強く意識して欲しい。

また、本当は「これだけ頑張っている政治家には給与を上げてあげよう」と市民国民から言われることを目指して、政治家は発奮すべきです。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び 文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先(携帯) 090-6577-6895 fpkura@yahoo.co.jp
住所 F B	愛知県豊川市御津町広石広国49-1 https://www.facebook.com/fpkura	

ホームページは「倉橋英樹」で検索! 詳細意見や議会動画を見て頂けます。情報提供も秘密厳守の上、随時受け付けています。また、後援看板の設置場所も募集しております。

1 2月定例会 / 一般質問

公共工事について

豊川市の公共工事について、設計価格から工事完了、落札率までを納税者としての目線に加えて業者側の視点も組み入れ、質問をしました。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
公共工事の工事費などの積算方法は？	国・県等の歩掛及び単価表を使用し、単価表にないものは市販の物価資料及び見積りを採用している。
どのような方法・ルールで民間業者から見積りを得て、単価を決定しているのか。また、無償か。	3社以上の民間業者から見積徴収しているが、小規模な改修工事などは、一社以上で対応しています。 有償の事例はありません。
実質的に測量が必要となり、大きな手間を要する依頼もあると聞く。測量なら数十万円の仕事となるが、無償の範囲を超えていないか？	今後、詳細な測量や設計等が必要なものには、別途測量や設計委託の発注を行うなどします。また見積をとる際、 過度な要求となっていないかも確認して進めていきます。
管路工事において、現場の状況などから当初設計と異なる場合があると思うが、どの程度設計変更をしているか。	26年度の管路工事(上下水道全体)では、119件中、101件(84.9%)を設計変更した。
一部で設計変更とはならず、業者としては仕事量の正当な報酬が貰えないこともあるという話も聞く。 設計変更を行うための条件及び基準 について、聞きたい。	「豊川市建設工事等設計変更事務取扱要領」により行っています。具体的には、土質・地質に基づく場合、地下埋設物の撤去等に関する場合、安全対策に基づく場合などがある。この様な状況があれば、要領に従って協議します。
公共工事を入札・受注する際のランク制はどういうものか。	本市では、工事規模や業種に応じて発注基準を設けて、入札参加要件として入札を行っています。経営事項審査結果による総合評価値に応じ、業種ごとにA～Cまでのランクを設けています。

【補足】公共工事のランク制(発注基準)は、各自治体により業者の等級(ランク)や受注制限の金額設定が異なりますが、豊川市のランク制の状況は表のとおりです。

	土木一式	建築一式	電気	管	水道	舗装その他
A	下記以上	下記以上	下記以上	下記以上	下記以上	下記以上
B	2000万	2000万	3000万	1000万	2000万	1000万
C	500万	1000万	-	-	-	-

例えば、Cにランク付けされた土木工事の業者は500万円までしか入札に参加できません。このため、工事の分割発注や抱き合わせの発注をすることで、入札参加業者を操作することも出来ます。

また、豊橋市の場合は、土木一式のCランクでも1000万円まで受注可能であり、建築工事にはCランクを作らずAとBで運用し、Bは2000万円まで受注可能となっています。

(右ページに続く)

(左ページ続き)

公共工事について

一般質問において、豊川市のランク制の状況における問題点を浮き彫りにし、改善を求めました。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
26年度土木・建設の ランク別登録業者数 はどういう状況ですか？	Aは、45業者(全体の41.67%) Bは、42業者(同、38.89%) Cは、21業者(同、19.44%)
土木・建築の入札実績はどうなっていますか？	Aは、28業者、66件(49.62%)、27億5623万円。 Bは、19業者、57件(42.86%)、4億3141万円。 Cは、5業者、10件(7.52%)、3134万円。
Cランクは登録業者数の割に、入札実績の割合が極端に低い。最近では労務単価の上昇や資材価格の高騰、消費税の増税もある。 Bランク、Cランクの受注可能金額を引き上げるべきだ。	発注規模に見合わない業者が受注した場合、工物品質の低下や予定工期内に完了できないなどの弊害も考えられます。しかし、過去の発注状況や設計金額の上昇等の変動を勘案し、 適正な受注機会が確保できるように入札等審査委員会に諮り、決定していきたい。
現豊川市で土木Cランクの業者でも、旧宝飯郡では、3000万円以上の工事もあり、弊害はなかった。弊害が出るという根拠はどこにあるのか。入札等審査委員会で議論がされたのか。	過去、 工事金額によって「工物品質や工期の確保などの弊害」 に言及した議論は行われていなかったと思われます。
年度末に公共事業の工事が重なり春先に一気に仕事が無くなるという声がある。26年度の4半期ごとの工事完了時期(完了検査)の状況は？	第1四半期・・・1件(全体の0.41%)。 第2四半期・・・18件(同、7.41%)。 第3四半期・・・53件(同、21.81%)。 第4四半期・・・171件(同、70.37%)。
第1四半期(4～6月)が全体の0.4%しかない。 これでは、雇用が不安定化し、職人を育てる事も出来ない。債務負担行為など年度跨ぎの事前発注により、 仕事量の平準化の努力が必要だ。	予算執行は単年度主義で4月以降でないという事ができず、入札事務は契約までおよそ1か月を要し、早くても5月の着手となってしまっている。しかし、国からも債務負担行為を積極的に活用するよう要請もされており、今後早期発注の方法について調査研究をし、平準化にも努めてまいります。

ランク制は、業者の棲み分けという効用もありますが、**行き過ぎれば公正な競争を阻害して**しまいます。

例えば一棟の解体工事450万円を「5棟纏めて発注したら、Aランクしか仕事を取れない」となりますが、当然技術的な部分で変化はなく、Cランクでも出来る仕事です。

ランク制にも一定の意義があって制度が存続しているとは思いますが、**20数年間も受注制限額が変わっておらず、見直しを考えるべき時期だと訴えました。**

公共工事の第4四半期偏重については、雇用環境を害し、職人不足によって入札不調や工事価格の高止まりにも繋がっていると考えられ、改善を強く求めました。

税金の使い方を考えよう